

役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光薫福祉会の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」）に対する報酬について定める。

(業務の種類)

第2条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 施設整備、設備整備等による入札会の立会
- (5) 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (6) その他理事長が認めた業務

(報酬の支給)

第3条 前条(1)及び(2)の業務は、1年につき30,000円を支給する。

2 前条(3)～(6)の業務は、半日以上1日未満の業務につき10,000円を支給し、半日未満の業務は5,000円を支給する。

(適用除外)

第4条 役員等のうち法人内の施設に勤務し、給与を支給されている者には当報酬の規程を適用しない。

(費用弁償)

第5条 役員等について、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費は、原則として支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成25年5月25日から施行する。

この規定は令和2年6月評議員会の決議日(書面審議回答書が揃った日)から施行する。